

令和2年度

第1回芽室町環境審議会議案

日時 令和2年10月29日(木)午後3時30分

場所 めむろ一ど2階 セミナーホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 第5期芽室町総合計画（環境部門）の評価結果について

(2) 令和元年度環境調査結果について

4 審議事項

(1) 芽室町ごみ処理基本計画の概要について

5 その他

6 閉 会

芽室町環境審議会委員名簿

任期 平成30年11月1日～令和2年10月31日

審議会役職	氏名	推薦団体等	役職等
会長	ぬきた まさひろ 貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	たかい ひろし 高井 宏司	市街地町内会連合会	事務局長
委員	たけざわ けんぞう 竹澤 健三	一般公募	
〃	いさご しんいち 砂金 新一	〃	
〃	さとう みちこ 佐藤 三千子	〃	
〃	もりずみ まゆみ 森住 麻友美	〃	
〃	きくち めぐみ 菊地 恵	芽室高等学校	指導実習助手
〃	えんどう ちえ 遠藤 千絵	北海道農業研究センター芽室 研究拠点	研究調整役
〃	たかはし よしあき 高橋 好明	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	おおはし ゆういち 大橋 裕一	芽室地区連合	会長
〃	むらせ まさみち 村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部长
〃	いとうえ たかあき 井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	つかもと もとかず 塚本 元一	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務課課長
〃	ごとう かつゆき 後藤 勝幸	日本罐詰(株)	工場長

施策番号 4-3-1	施策名 景観の保全とクリーンエネルギーの推進	基本目標 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり
		政策名 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全
	主管課 住民生活課	課長名 藤野 元成
	施策関係課 企画財政課・建設都市整備課	内線 111

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図		結果	
本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用をすすめます。		町民・町内の自然環境	・環境への負荷を低減し、自然環境と景観を保全する		町民が住みやすい快適な生活環境を保全する	
成果指標	説明	単位	策定時(2017年度)	2019年度実績	2020年度(当初)	2022年度目標
① 芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.0	86.6	90.0	95.0以上
② 芽室町の自然環境(空気・水・土壌など)に満足している町民の割合	住民意識調査	%	97.2	92.1	93.0	95.0以上
③ 公共サインの整備状況	建設都市整備課	か所	34	74	74	119
④						
成果指標設定の考え方	①美しい景観を維持するための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定。(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②恵まれた自然環境を保全し次世代に受け継ぐための成果指標とし、高水準の住民満足度を維持していく目標値を設定。(※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ③公共サインによる景観形成のための成果指標とし、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく目標値を設定。					

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算
施策事業費(千円)	10,452	13,795
人工数(業務量)	0.5277	0.5058

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
① 2019年度の成果評価	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②は策定時より低下→特段の理由なし 成果指標③は向上→計画的な整備が進んでいる
② 2022年度の目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	・豊かな自然環境という認識はあっても、一部でごみの散乱や空き地の雑草が伸びているなど、景観を損ねる要因があり、それらに対するきめ細かな対応により目標値の達成が見込める。 ・公共サインについては、「芽室町公共サイン整備計画」に基づく整備の実行により、目標どおり進める。
(2) 施策の成果評価に対する2019年度事務事業の総括			
① 施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	クリーンめむろ大作戦事業 都市景観啓発・普及事業	② 施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③ 事務事業全体の振り返り(総括)	・「環境調査」→大気汚染や河川水質などの項目について、環境基準を満たしているか調査を実施。河川水質において一部、環境基準に満たない項目もあるが、概ね例年と大差はなく、環境基準を満たしている。 ・「周知・啓発」→広報誌(エコナビ通信)に、野焼き禁止やペットの飼育マナー等について掲載し、快適な生活環境の維持に向け周知・啓発を行った。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

	A	B	C	D	E
進捗結果			○		

- A: 実現した
- B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

※該当に○印

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向け、本町を含む実行委を立ち上げ、地元機運を高めていく。 ・再生可能エネルギー推進において、FIT制度の見直しや送電線の空き容量の問題がある。 <p>《今後の予測》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高襟裳エリアのPR事業の展開により、自然環境や景観の魅力を再認識する契機となる。 ・地球温暖化による気候変動など、再生可能エネルギー活用の重要性は増している。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの地産地消により持続可能なまちづくりを。

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

●エコライフの推進	広報誌「エコナビ通信」等でエコライフの取組事例等を紹介するなど、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向け普及活動を推進していく。
●環境美化活動の推進	地域や各団体で取組む道路・公園等のごみ拾いや清掃活動、花苗植栽活動等を支援・推進するとともに、空闲地所有者への草刈り等の環境整備を促すなど、美しい景観づくりを推進していく。
●公共サイン整備の年次計画見直し	公共サインの外国語表記など、今年度、整備内容を検討したうえで改めて整備を進めていく。

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	成果指標は策定時より下がっているが、公共サインの整備については、「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、計画的な整備が進んでいることから、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	環境美化のための具体的な取組を検討する必要がある。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	計画的に事業が進められていることから、策定時と比較して前進したと評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	・道路沿いの雑草が多く、町内会だけでは対応が厳しくなっていることから、町としても何か対策を講じてもらいたい。町内会と町がお互いに問題意識を共有することが重要である。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策番号 4-3-2	施策名 廃棄物の抑制と適正な処理	基本目標 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり
		政策名 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全
	主管課 住民生活課	課長名 藤野 元成
	施策関係課 農林課	内線 111

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針	対象	意図	結果			
町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。	町民・事業者	・ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う	快適な生活環境と資源循環型社会の構築			
成果指標	説明	単位	2019年度実績	2020年度(予定)	2022年度目標	
① 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	住民生活課調べ	g	384.02	388.05	380.00	345.00
② リサイクル率	住民生活課調べ	%	35.2	34.2	34.0	35.0以上
③						
④						
成果指標設定の考え方	①人口や事業活動に左右されない指標とするため、1人当たりで家庭ごみに限定した成果指標とし、1割削減を目標値として設定。 ②ごみを燃やす・埋め立てる処理方法ではなく、資源化することが重要であることから成果指標とし、現状維持以上を目標値として設定。					

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算
施策事業費(千円)	236,455	221,180
人工数(業務量)	1.1863	0.7012

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察	
① 2019年度の成果評価	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した
② 2022年度の目標達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい
③ 事務事業全体の振り返り(総括)	「廃棄物の適正処理」→ごみネット・カラス除けサークルの支給により、収集時のごみ散乱が減少し、住民からの評価は高い。不法投棄監視カメラ設置箇所のポイ捨てごみの減少が見られ、一定の抑止効果はあるものの、それ以外の箇所では、依然として、多くのごみが捨てられている状況ではある。 「廃棄物の抑制」→広報誌(エコナビ通信)や各イベントでのごみ分別説明コーナーの設置、地域での説明会を実施し、正しい分別と資源化についての周知を行っている。また、コンポスター助成事業(芽室町生活環境推進会)の継続により、生ごみの堆肥化を推進している。しかし、ごみ排出量の減少には至っていない。

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

	A	B	C	D	E
進捗結果			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法改正により、本年7月から小売店でプラスチック製レジ袋の有料提供を義務付け。 ・R9供用開始に向け、新中間処理施設(新くりりんセンター)整備の検討が進められている。 <p>《今後の予測》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により、ごみ分別や適正排出が困難な世帯が増加することが見込まれる。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の抑制と適正な処理により、持続可能なまちづくりを。 ・食品ロス削減の推進を。 ・芽室町のごみ分別は難しく、収集不可の判断も厳しい。

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

●「芽室町ごみ処理基本計画」策定	<p>今年度、住民意見を取り入れながら新たな計画を策定し、ごみ減量と資源化による環境負荷の低減につなげ、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていく。</p>
●農業廃棄物の適正処理の推進	<p>「芽室町農業用プラスチック適正処理対策協議会」において、常に見直しを図りながら、引き続き適正処理を推進していく。</p>

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	<p>成果指標は策定時より下がっているが、ごみネット・カラス除けサークルの支給や不法投棄監視カメラの設置等により、一定の効果が出ていることから、策定時と比較して前進したと評価する。</p>		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	<p>従来の取組の延長だけでは目標達成は難しいと考える。新たな取組を進めていく必要がある。</p>	<p>A: 実現した</p> <p>B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	<p>ごみのサポート制度など様々な取り組みを行っており、策定時と比較して前進したと評価する。</p>		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	<p>ごみを減らすために住民の意識を上げる取り組みを行う必要がある。</p>	<p>A: 実現した</p> <p>B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

令和元年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

測定地点については、芽室町内で特に悪臭発生が考えられる地点と、その工場風下側における状況を確認するため調査しています。

悪臭測定結果

測定地点	日甜沈殿地		日権境界		東芽室団地境界		基準値	
	11月	2月	7月	2月	11月	2月	A区域	B区域
アンモニア ppm	0.19	0.20	0.35	0.23	0.32	0.19	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満	0.009	0.03
※官能試験法 臭気指数	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満		
※悪臭防止法による区域区分	B区域		B区域		A区域			

今年度、7月～2月の測定では、すべての地点で悪臭防止法に基づく規制基準に適合していません。

※ ppmとは、parts (part) per (per) million (ミリオン)の頭文字をとった「100万分の1」のことです。
濃度の単位 比率：百万分の1 = 0.0001% = 1 ppm

※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゆう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。

※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A～Cの3区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などをC区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などをB区域としてA区域よりやや緩い基準が適用されます。（茅室町にはC区域の指定地域はありません。）

問い合わせ先 住民生活課 生活環境係

電話 62-9723 FAX 62-4599

メール j-kankyou@memuro.net

令和元年度芽室町環境調査結果公表（河川水質）

河川水質調査は、町内の5河川（美生川、芽室川、ピウカ川、ビバウシ川、シブサラビバウシ川）について水質調査を実施し、このうち芽室川と美生川については、環境基準という達成されることが望ましい基準が設定されています。

環境基準には、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目があります。また、その程度について河川の水域により類型AA～Eの6段階に設定されており、美生川は最も厳しい類型AAに、芽室川は2番目に厳しい類型Aに指定されています。

美生川は、大腸菌群数以外の項目が河川環境基準（AA類型）を満たしており、清澄な水質が保たれていました。大腸菌群数は、河川環境基準値AA類型を超過する範囲で横ばいの推移がみられました。

芽室川は、大腸菌群数以外の項目が河川環境基準（A類型）を満たしていましたが、SSが平成28年度から今年度まで高値であるのは、美生川同様に平成28年の多雨降雨に起因する土砂流入や復旧工事の影響があったと考えられます。大腸菌群数は河川環境基準A型を超過することが多い状態で推移しており、平成28年度から増加傾向がみられ、令和元年度は大幅に増加しました。

その他の河川は、BODおよび大腸菌群数以外の項目が河川環境基準A類型を満たしていましたが、BODは、シブサラビバウシ川で変動幅が大きく平成27年度よりも高い数値で推移する傾向にあります。大腸菌群数は、ピウカ川、ビバウシ川およびシブサラビバウシ川ともに河川環境基準値A型を超過することが多い状態で推移しています。

美生川水域の水質測定結果（平均値）

	美生橋	新生橋	中美生橋	嵐山橋	上美生橋	西伏美橋	環境基準
pH	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.4	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 mg/l 以下
SS (mg/l)	3	2	14	1 未満	1 未満	1 未満	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.8	11.9	12.0	12.1	11.8	11.8	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	230	150	290	370	480	870	50 以下

芽室川水域の水質測定結果（平均値）

	毛根中島橋	渋山川合流	西渋山川合流	紅葉橋	西芽室橋	久山川
pH	7.4	7.5	7.5	7.4	7.4	7.3
BOD (mg/l)	0.8	0.5 未満	0.5 未満	0.5	0.5 未満	0.5 未満
SS (mg/l)	7	6	8	2	3	2
DO (mg/l)	12.1	12.0	12.0	11.6	12.0	11.7
大腸菌群数	30,000	510	560	660	460	380

芽室川水域の水質測定結果

	上芽室橋	環境基準
pH	7.4	6.5~8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.9	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	650	1000 以下

汚染の原因は、上・中流域については、自然界に由来するものや家畜糞尿などの農業排水、下流域については市街地からの生活雑排水などが考えられますが、美生川についてはほぼ全ての地点で、芽室川水域では一部の地点で大腸菌群数が基準値を超過した地点があり、水質悪化がみられました。有機物による汚濁影響と考えられます。

しかし、特定できる原因が見つからず、今後においても関係機関と連携しながら調査等を行い、原因の特定と必要な指導・対策等に努めてまいります。

※大腸菌群とは、鳥類やほ乳類の腸管内にいる大腸菌に類似した菌の総称であり、一部には病原性がありますが、そのほとんどは病原性がないものです。また、大腸菌群には土壌など自然界に由来するもの、あるいは人為的な排水に由来するものなど様々であり、多様な発生原因が考えられます。

【用語解説】

○水質イオン濃度(pH)

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。

○生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値。

○浮遊物質(SS)

水中に浮遊している直径2mm以下の物質の量。

○溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素の量。

○大腸菌群数

大腸菌や大腸菌に似た性質を持つ菌の総称。

令和元年度 芽室町環境調査結果公表(騒音)

■騒音交通量測定結果

測定地点		西4条9丁目(国道38号線)	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m(地上からの高さ1.2m)	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間(6~22時)	68.5デシベル	67.8デシベル
	夜間(22~6時)	64.4デシベル	63.0デシベル
日交通量(台)		11,700	13,100
大型車混入率(%)		28	26

【騒音に係る環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

ただし、特例として幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の基準となり、本町が行う測定基準値は、こちらの数値が適用されます(要請限度)。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

<令和元年度 測定結果から見た考察>

今年度は、全ての測定結果が、環境基準及び要請限度を満たしており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

結果は基準値内ではありましたが、騒音測定については、今後も継続して調査を実施する考えです。

■過去5年間の騒音交通量調査結果(8月)

調査項目		H27	H28	H29	H30	R1	環境基準 (要請限度)
等価騒音 レベル (db)	昼間	68.4	68.1	69.5	69.8	68.5	70 以下 (70)
	夜間	65.0	64.4	66.2	66.5	64.4	65 以下 (65)
日交通量 (台)		13,500	12,600	15,200	13,100	11,700	
大型車混入率 (%)		29	31	29	29	28	

■過去5年間の騒音交通量調査結果(11月)

調査項目		H27	H28	H29	H30	R1	環境基準 (要請限度)
等価騒音 レベル (db)	昼間	66.4	67.1	68.9	68.6	67.8	70 以下 (70)
	夜間	61.1	62.8	64.4	64.4	63.0	65 以下 (65)
日交通量 (台)		11,900	12,500	12,400	12,400	13,100	
大型車混入率 (%)		29	28	29	28	26	

<過去5年の測定結果から見た考察>

8月期の調査について、平成29年度・30年度の夜間の調査結果が基準値を超過していますが、令和元年度は昼間・夜間ともに過去2年から比べて1db以上下降し、平成28年度以前と同レベルとなっています。

日交通量が減少しており、また、大型車両混入率も減少していることから、これらの要因によりレベルが下降したものと考えられます。

11月期の調査について、8月期の調査結果と同様、令和元年度の結果が平成28年度以前と同レベルとなっています。

ただし、8月期と異なり日交通量は増加しているものの、こちらも大型車混入率が減少していることから、騒音量が減少したものと考えられます。

※地域の類型

AA地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。

令和元年度芽室町環境調査結果公表(大気)

■大気測定項目の説明

※一酸化炭素・二酸化窒素

様々な物の燃焼により発生するもので、自動車排気ガスや暖房などが主な発生原因とされています。

※二酸化硫黄

工業用ボイラーや焼却炉が発生源と言われており、工業地帯で高くなる傾向があります。

※浮遊粒子状物質

工場のばい煙、自動車排気ガスなどが主な発生源ですが、その要因は多岐にわたります。

大気質測定結果(7月)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)
芽室町浄水場	0.000	0.400	0.015	0.005
	0.001	0.440	0.026	0.011
東めむろコミュニティセンター	0.001	0.340	0.015	0.009
	0.003	0.370	0.031	0.016
環境基準値	0.040	10.000	0.100	0.060
	0.100	20.000	0.200	—

* 上段: 1時間値の日平均値、下段: 1時間値の最高値

大気質測定結果(11月・12月)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)
発達支援センター	0.001	0.049	0.030	0.018
	0.003	0.055	0.040	0.031
東めむろコミュニティセンター	0.002	0.760	0.020	0.014
	0.013	0.840	0.049	0.028
環境基準値	0.040	10.000	0.100	0.060
	0.100	20.000	0.200	—

* 上段: 1時間値の日平均値、下段: 1時間値の最高値

大気質測定結果(平均値)

調査地点	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	二酸化窒素 (ppm)
北海道年平均値 (平成29年度)	0.002	0.200	0.011	0.007

* 各月の「1時間値の日平均値」の平均値

<結果から見る考察>

測定結果を環境基準と比較すると、全ての測定結果が環境基準を満たしており、芽室町の大気環境は概ね良好な状態であることが確認されました。

一方、北海道年平均値と比較すると、芽室町浄水場では、夏季の一酸化炭素及び浮遊粒子状物質、冬季の一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素が、東めむろコミュニティセンターでは、夏季の一酸化炭素及び浮遊粒子状物質、冬季の全項目が北海道年平均値を上回っていました。

令和元年度を含む過去5年間の推移では、年度ごとに若干の増減はあるものの大きな変動はなく、平均して推移していることが分かります。

以上のことから、今年度の大気汚染測定結果は、両地点ともに全ての測定項目で環境基準を満たしていましたが、北海道年平均値を上回る時期、項目は多いことから、今後も継続して大気環境を監視して状況把握に努めることとします。

芽室町ごみ処理基本計画の考え方

計画策定の目的

国が、平成30年6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ライフサイクル全体での資源循環の徹底を目指すことなど、持続可能な社会づくりへの総合的な取組を示しています。

また、北海道も令和2年3月に「第5次北海道廃棄物処理計画」を策定し、国の方針等を踏まえながら、新たな施策等を推進しています。

芽室町では、平成23年3月に「芽室町ごみ処理基本計画」を策定し、廃棄物抑制と適正な処理の実現に向け、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、ごみの減量化・資源化・適正処理による資源循環型社会実現に向けたまちづくりに取り組んできました。現在の計画は令和2年度が最終年度になることから、少子高齢化に伴う人口減少や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後取り組む施策の方向を示し、一般廃棄物を安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、循環型社会を実現することを目的に策定するものです。

対象となる地域

本計画の対象地域は、芽室町全域とします。

生活排水処理計画との統合

現在、芽室町では一般廃棄物処理基本計画である「芽室町ごみ処理基本計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画である「芽室町生活排水処理計画」をそれぞれに策定しています。しかし、し尿及び浄化槽汚泥は、ごみと同様に一般廃棄物としての位置付けであり、処理計画を策定する根拠法令についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項と、本町が定める「芽室町ごみ処理基本計画」と同じであることから、双方の計画を本町の一般廃棄物処理基本計画として、今回の計画策定と併せて統合します。

新たな考え方の追加

計画は、ごみの減量化・資源化・適正排出を基本的な考え方としつつ、次の点について新たに考え方を追加していきます。

○食品ロス削減の推進

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」施行されました。食品ロスを削減することは、食べ物を無駄にせず、ごみの減量化にもつながります。

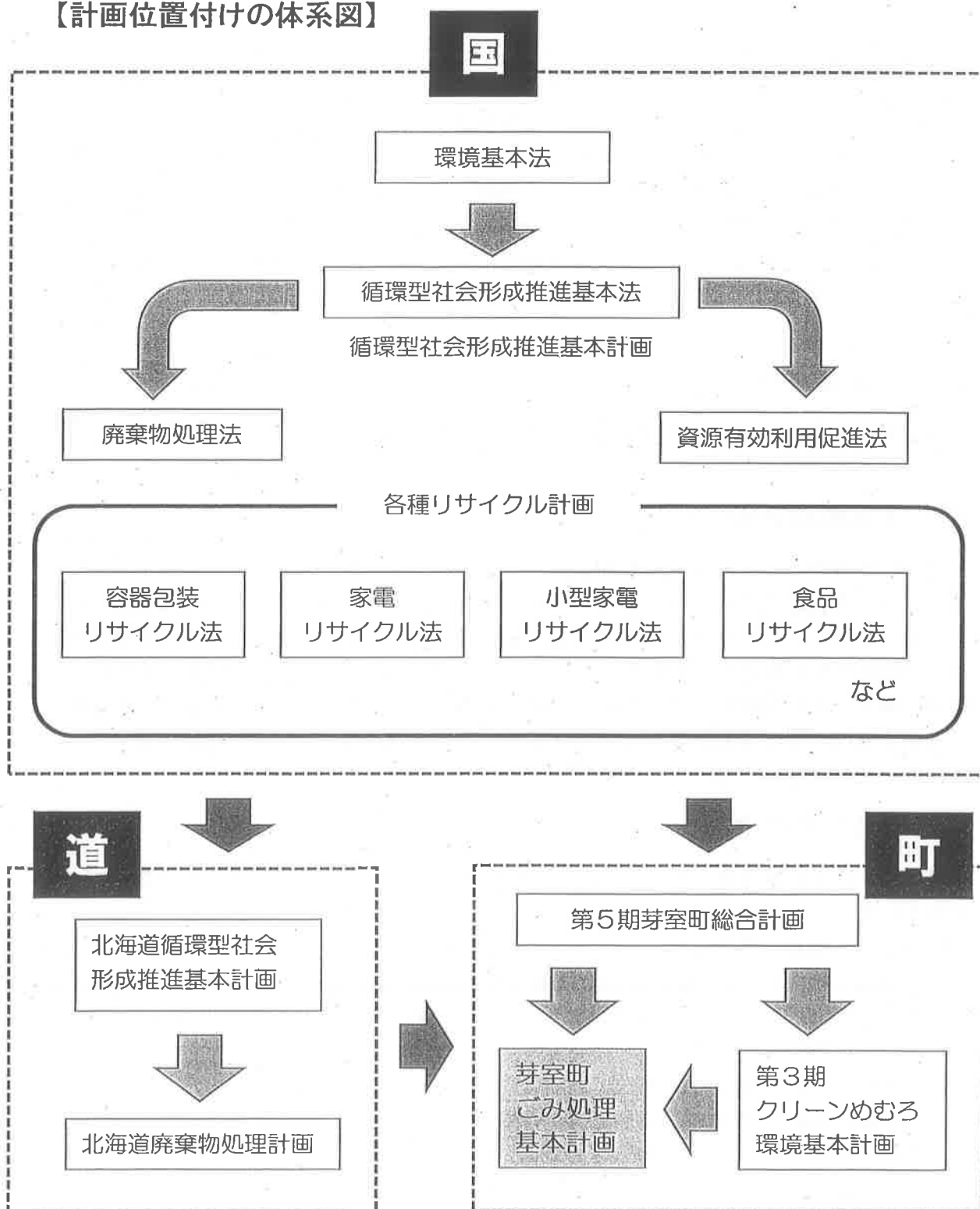
○今後のごみ収集方法の検討

現在、資源ごみ回収において色付き指定ごみ袋を活用していますが、新中間処理施設稼働等を見据え、今後のごみ収集方法について改めて検討していきます。

計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理の長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として策定するもので、一般廃棄物処理に関する分野計画として「第5期芽室町総合計画」の実実施計画として、「第3期クリーンめむろ環境基本計画」等との整合性を図りながら定めるものです。

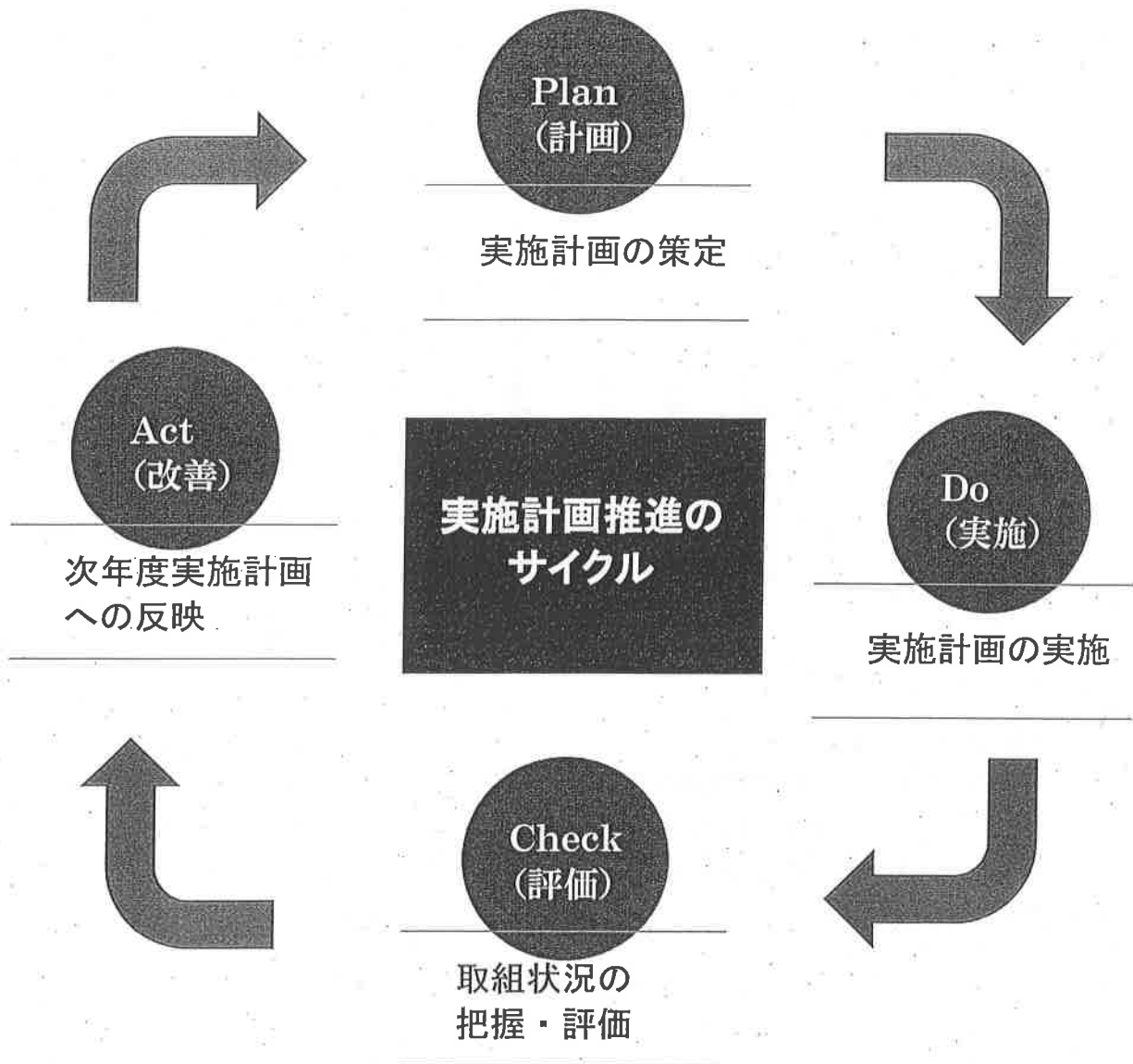
【計画位置付けの体系図】



計画の推進

本計画を推進するため、毎年度「実施計画」を策定します。

実施計画に基づく取組の実施後にその業績や成果を把握・検証し、その結果を翌年度の実施計画に反映させます。このPDCAサイクルによるマネジメントを繰り返しながら取組を実施します。



計画の期間

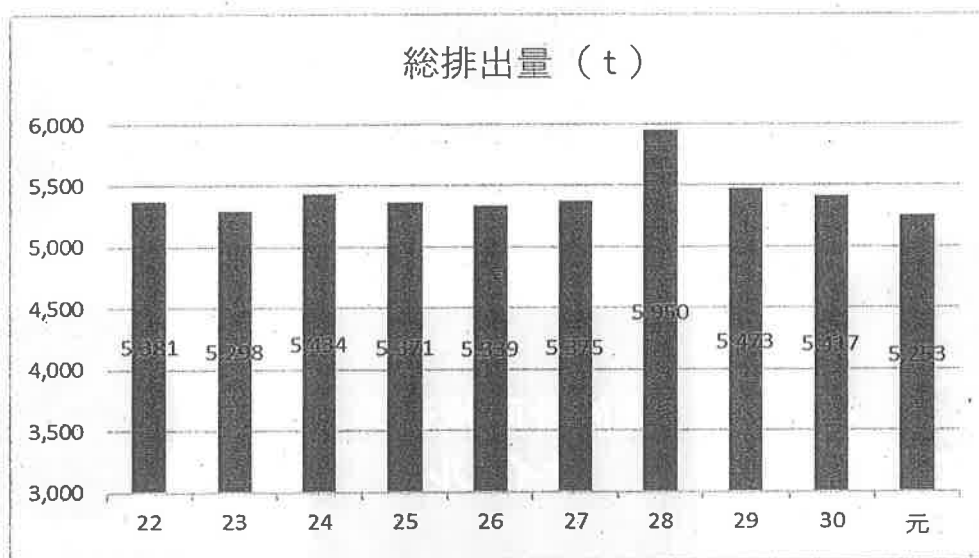
本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

■ごみ処理の現状分析

1 ごみの総排出量の推移

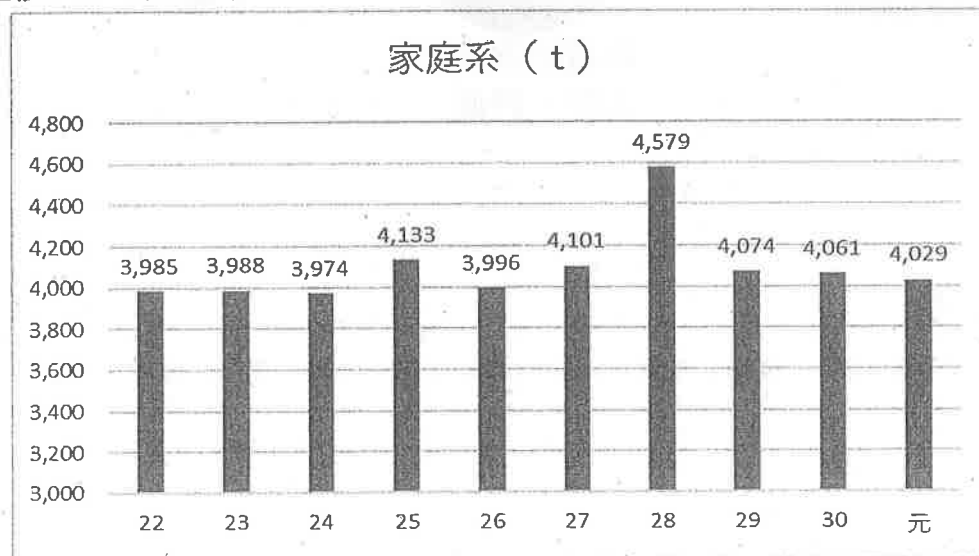
令和元年度のごみの総排出量は5,253トンとなり、第2期ごみ処理基本計画開始当初の平成22年度と比べて128トン(2.4%)減少し、過去10年間で最も少ない排出量となっています。

過去10年間では、平成28年度は災害の影響により5,950トンと最も多く、6,000トンに近い排出量でしたが、それ以外は5,200トンから5,400トンの間で増減を繰り返しながら推移している状況です。



2 家庭系ごみの排出量

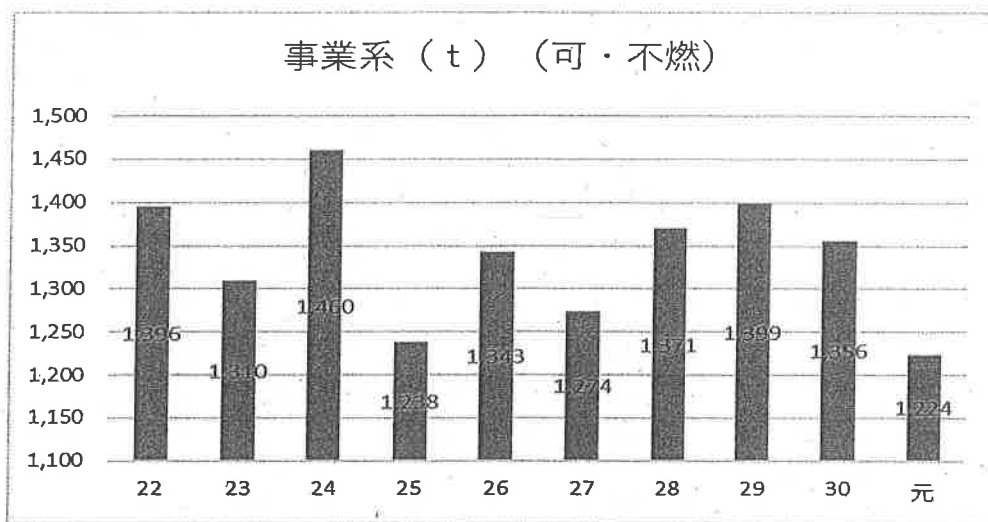
令和元年度の家系系ごみの総排出量は4,029トンとなり、平成22年度と比べて44トン(1.1%)増加しています。過去10年間では、平成28年度が4,579トンと最も多くなっていますが、平成22年度から24年度にかけては3,900トン台だったのに対し、直近3年間の排出量は4,000トン台で推移している状況です。



3 事業系ごみの排出量

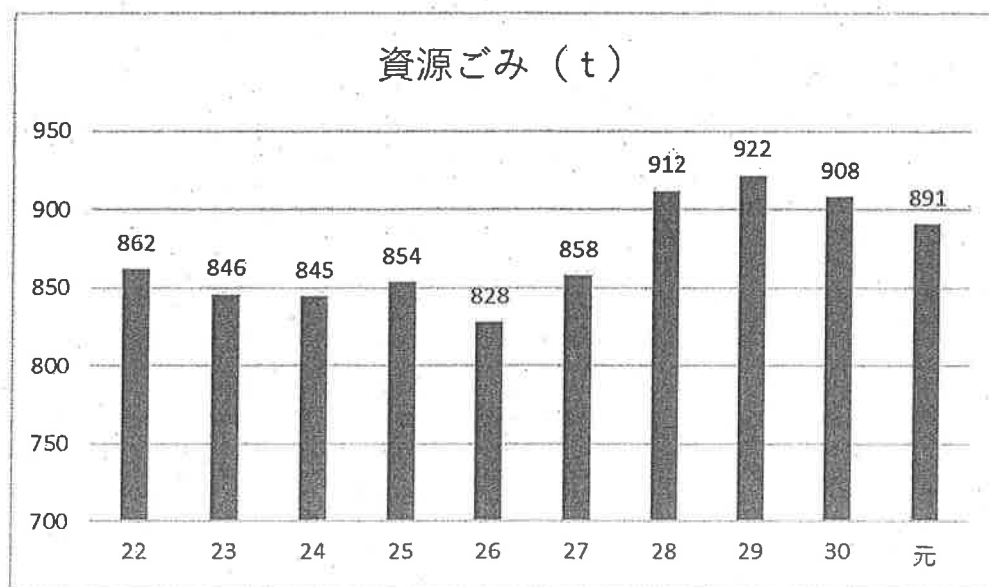
令和元年度の事業系ごみの総排出量は1,224トンとなり、平成22年度と比べて172トン(12.3%)減少し、過去10年間で最も少ない排出量となっています。

過去10年間では、平成27年度までは減少傾向でしたが、平成28年度から平成30年度までは1,300トン台で推移していました。令和元年度は平成30年度と比較しても大きく減少しており、本町のごみ総排出量が過去10年間で最も少なかったのも事業系ごみが大きく減少したことが要因となっています。



4 資源ごみの排出量

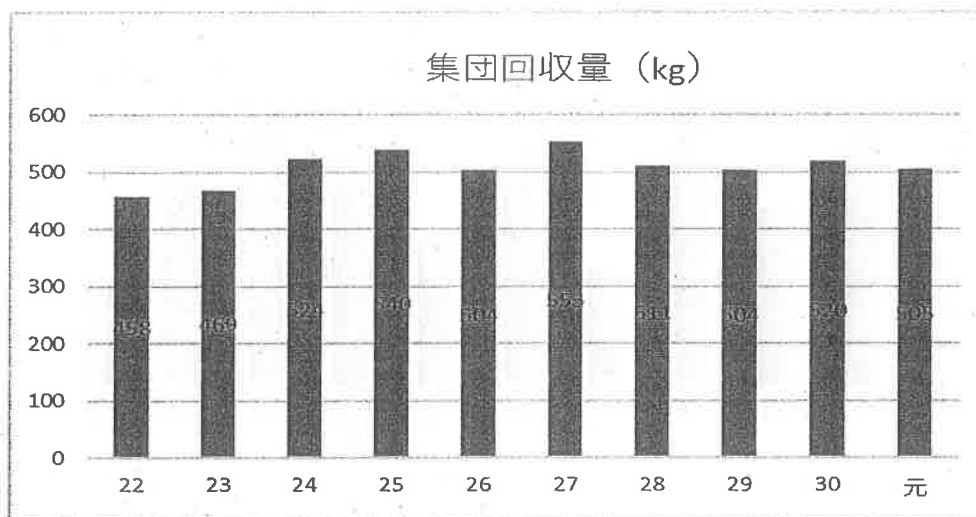
令和元年度の資源ごみの総排出量は891トンとなり、平成22年度と比べて29トン(3.4%)増加しています。ごみの量は増えていますが、一方では10年前からは資源化が進んでいる状況にあると言えます。しかし、平成29年度の922トン进行ピークに直近2年間は減少している傾向にあります。



5 資源物集団回収量

令和元年度の集団回収量は505トンとなり、計画開始当初の平成22年度と比べて47トン(10.3%)増加しましたが、最も回収量が多かった平成27年度と比較して48トン(8.7%)減少しています。令和元年度から町内会等への助成金単価を4円から5円へと1円上げましたが、前年度と比べて回収量が増加する結果には至りませんでした。

新聞紙や雑誌以外は、過去最も多い回収量となっていることから、新聞購読者の減少や、スマートフォンやタブレットなどの普及により電子書籍を利用するなど、社会的背景も影響しているものと考えられます。



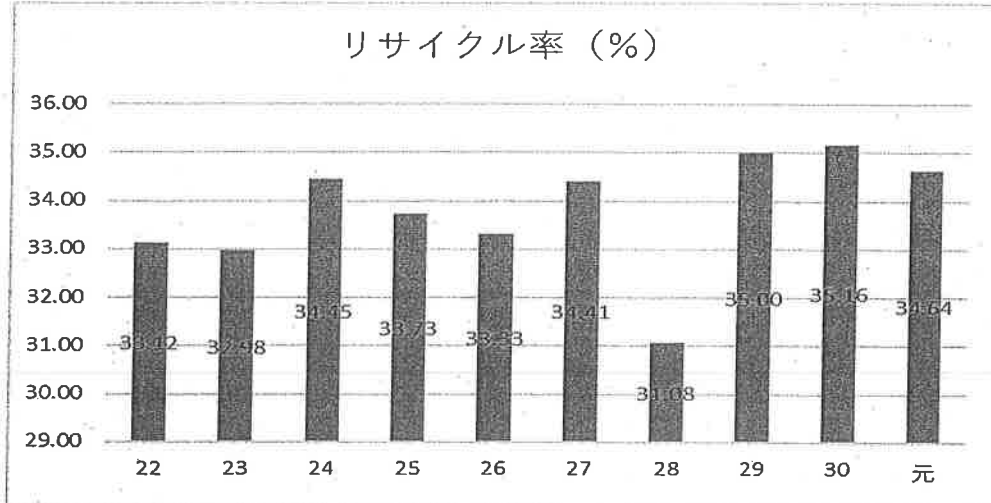
●資源物集団回収実績(平成22年度から令和元年度まで)

(単位:kg)

年度	団体数	資源物の種類						合計
		空き缶	紙パック	新聞紙	雑誌	空き瓶	ダンボール	
22	70	14.10	5.97	339.26	86.57	3.78	-	449.68
23	76	14.47	6.20	354.17	89.92	4.22	-	468.98
24	76	14.86	5.83	363.02	90.01	5.34	45.28	524.34
25	78	14.31	5.39	365.04	94.49	5.50	55.64	540.37
26	79	14.84	5.29	338.04	83.63	5.10	56.90	503.80
27	81	16.40	5.93	364.92	91.04	5.83	68.49	552.61
28	79	16.56	6.02	333.86	82.16	5.87	67.12	511.59
29	78	16.53	8.06	319.62	84.23	5.53	70.59	504.56
30	78	17.30	6.59	324.24	88.56	8.29	77.43	522.41
元	75	18.34	6.00	314.73	77.88	8.45	79.72	505.12

6 リサイクル率の推移

令和元年度のリサイクル率は34.64%となり、平成22年度と比べて1.52%増加しています。直近3年間に於いて、平成29年度・30年度は35%台であったリサイクル率が、令和元年度は34%台となりました。

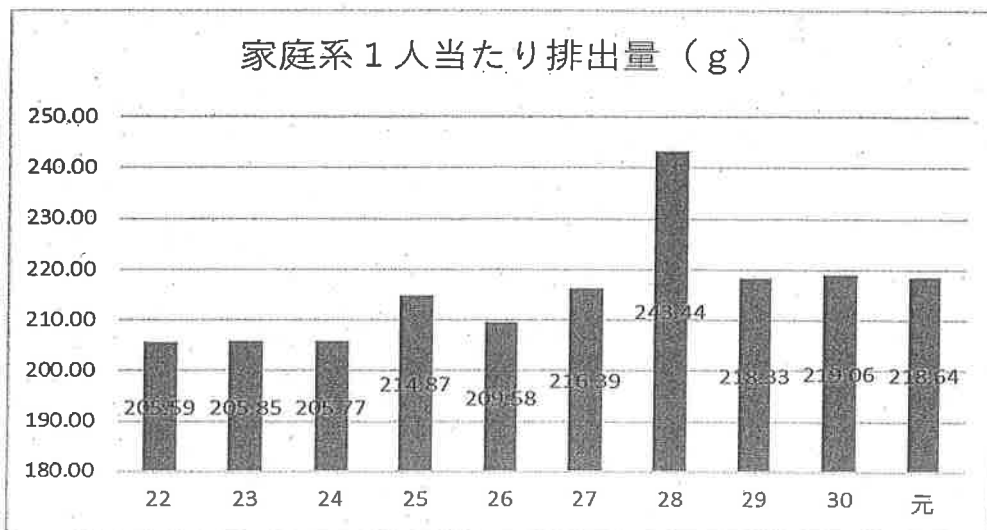


7 一人1日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ)

家庭系ごみにおける一人1日あたりのごみ排出量について、令和元年度は218.64gとなり、平成22年度と比べて13.05g増加しています。過去10年間に於いて、平成22年度から3年間は205g台で推移していますが、災害が発生した平成28年度を除く直近5年間に於いては210g台後半で推移している現状にあります。

家庭系ごみの排出量は減少していない状況ですが、「一人1日あたりのごみ排出量」には資源ごみや集団回収といった、いわゆる「資源物」が含まれており、これらは最終的にリサイクル品となることから、ごみとして取り扱うものとは区別して考えるべきと考えます。

資源物収集量が増えることは、ごみが減少しているものと考えてよいものと思われま



■ごみ処理の現状

1 ごみの収集運搬

一般家庭から排出されるごみを、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみおよび資源ごみの5つの区分に分類しています。

また、資源ごみについては、①缶、②びん、③ペットボトル、④紙パック、⑤紙製容器包装、⑥プラスチック製容器包装、⑦ダンボール、⑧新聞、⑨雑誌類の9品目に分別して収集しています。

収集対象ごみの種類および収集区分

区分	分類内容	収集区分
可燃ごみ (燃やすごみ)	生ごみ、紙類、木製品、草、庭木の枝、衛生処理が必要なものなど	市街地は週2回収集 農村地区は週1回収集
不燃ごみ (燃やさないごみ)	プラスチック、ガラス、陶器、金属など	市街地は第2・4水曜日 ※第5水曜日がある場合は第5水曜日も収集 農村地区は週1回
資源ごみ	缶	アルミ缶、スチール缶、缶詰、スプレー缶
	びん	油類の付着していないガラス瓶
	ペットボトル	ペットボトル
	紙製容器包装	紙製容器包装類
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類
	紙パック	牛乳パック等
	ダンボール	ダンボール
	新聞 雑誌類	新聞、チラシ 雑誌、本、カタログ、用紙類
有害ごみ	蛍光灯、蛍光球、体温計、乾電池	不燃ごみ収集時に併せて収集
粗大ごみ	家具、庭木、電気製品等	申込制、戸別収集(年6回)

※粗大ごみ以外のごみは、いずれもステーション方式による集団収集。

2 ごみの収集処理

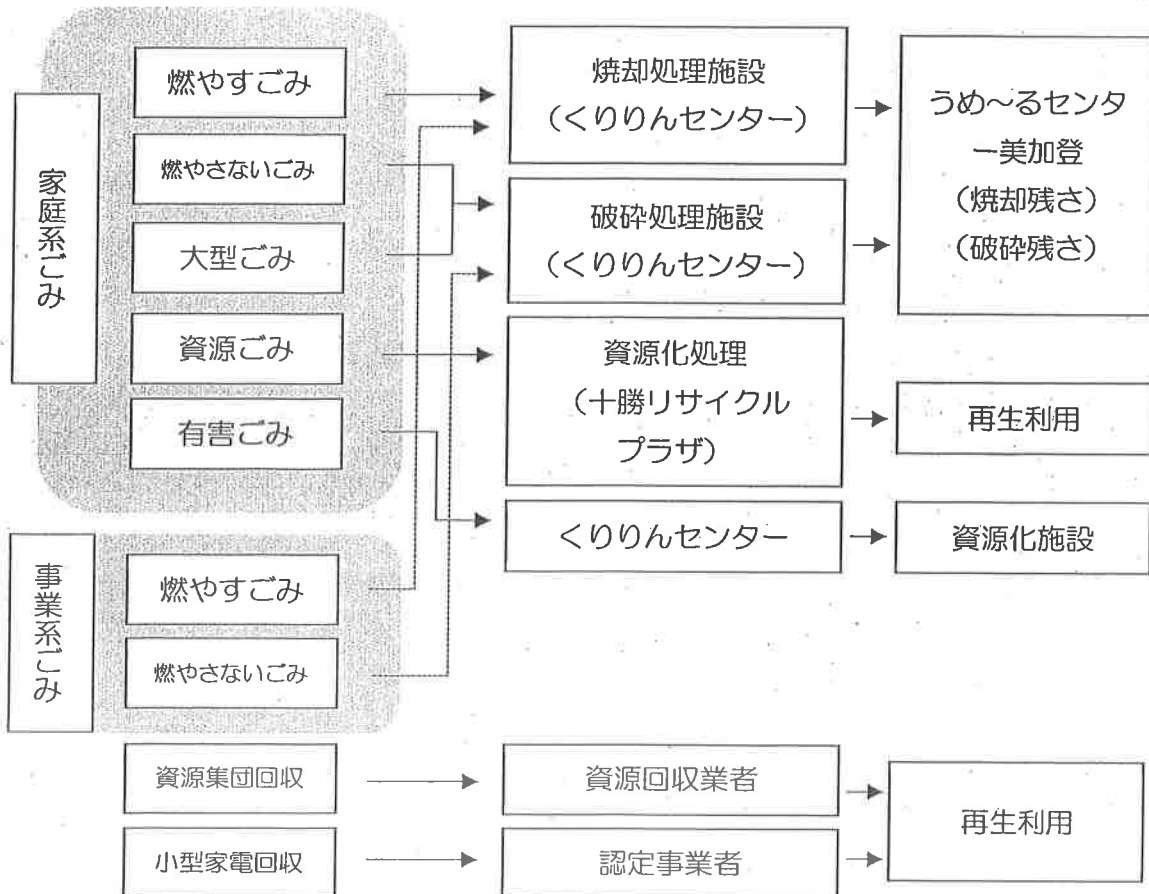
家庭系ごみは、全て町が委託する収集事業者が収集運搬を行い、十勝圏複合事務組合が運営する次のごみ収集施設において処理しています。

事業活動に伴って生じた事業系ごみは、事業者の責任においてごみ処理施設に自己搬入するか、収集運搬許可業者に依頼し、収集運搬することになります。

■一般廃棄物を処理する施設と処理内容の概要

施設処理区分	施設名	搬入されるごみ	処理方法
中間処理施設	くりりんセンター (帯広市西24条北4丁目)	燃やすごみ (おむつを含む)	焼却
		燃やさないごみ (大型ごみを含む)	破碎
	十勝リサイクルプラザ (帯広市西23条北4丁目)	資源ごみ	資源化処理
最終処分場	うめ～るセンター美加登 (中川郡池田町字美加登)	中間処理後の焼却残さ、 破碎残さ	埋め立て

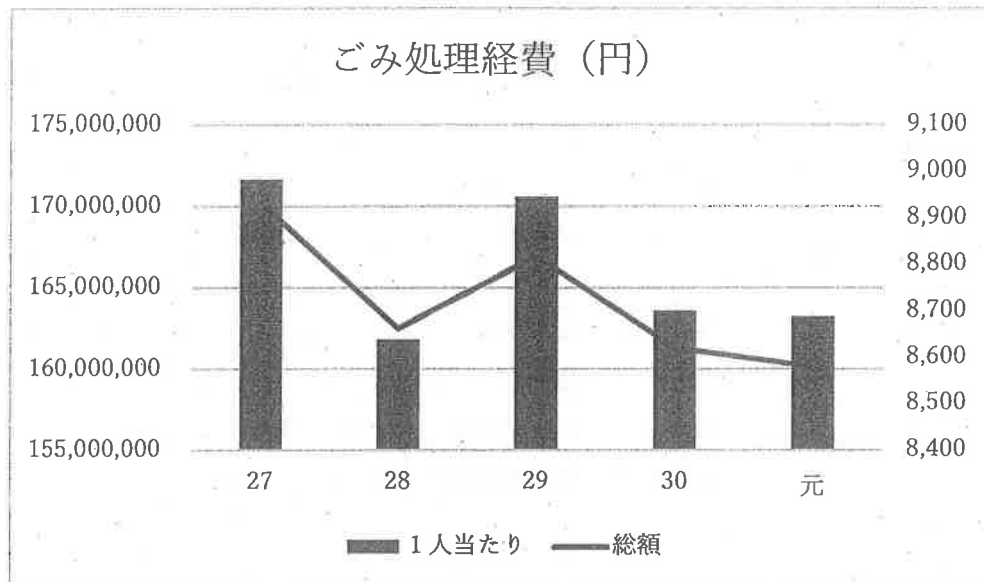
3 ごみの処理フロー



4 ごみ処理経費の現状

令和元年度のごみ処理に係る経費は、約1億6千万円となっており、1人あたり年間8,689円の経費がかかっています。

ごみ処理経費には、町がごみを収集するための経費のほかに、ごみ処理を行う十勝圏複合事務組合に対して支払う分担金が含まれており、年度によって分担金の負担が異なります。



■前計画の総括

1 前計画の概要

「芽室町ごみ処理基本計画」(一般廃棄物処理計画)は、平成22年度から令和2年度までの10年間を計画期間とし、平成29年3月の中間見直しを行いながら、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任により、循環型地域社会の形成を推進することを目標として、4つの基本方針のもとにごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理の取組を進めました。

その間、平成27年度の新たな最終処分場の供用開始や小型家電リサイクル法の施行など、ごみ処理に係る状況も変化しており、それらの状況に対応しながら取り組んできました。

計画では、「ごみ合計発生量」「発生量原単位」「計画収集ごみ発生量」「リサイクル率」の4つの目標を設定し、各種施策を進めました。

2 前計画の取組状況

前計画では、目標達成に向けて次のような取組を展開してきました。

取組事項	主な取組
1 効率的な収集方法の継続	<ul style="list-style-type: none"> ●路上ステーション方式による可燃・不燃ごみ、資源ごみの収集 ●申込制による粗大ごみの個別収集
2 ごみ処理の有料化効果	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な料金設定による有料化
3 生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●芽室町生活環境推進会による生ごみ処理容器(コンポスト)の購入助成 ●町内6か所の公共施設に容器を設置して、廃食用油を回収。
4 集団回収活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地町内会連合会を通じて、地域での資源物回収の取組みを依頼。また、取組みの活性化を目的に、令和元年度から町内会等への助成単価を1kgあたり4円から5円に引き上げ。
5 家電リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ●役場庁舎に回収ボックスを設置
6 事業系ごみの排出抑制	
7 啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみカレンダーの作成 ●職員による違反ごみ等への直接指導 ●町総合情報誌すまいる誌上に「エコなび通信」のコーナー開設

3 目標の達成状況

前計画において、ごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理の取組を評価する指標として目標値を設定しました。その結果、全ての指標において目標に到達していない状況となりました。

未達成である要因は、資源ごみの排出量は増えているものの、それと合わせて不燃ごみの排出量も増加傾向にあること、人口が平成24年度と比較して約900人減少しているものの、計画収集ごみの排出量が平成24年度よりも多くなっていることなどが挙げられます。

ごみ合計発生量が減少しているのは、直接搬入量(事業系ごみを含む)が減少しているためで、家庭から出るごみはここ数年4,000トン台で推移しており、家庭から出るごみの減量化が進まなかったため、目標値には届いていない状況にあると考えます。

また、不燃ごみの排出量が増加しているということは、燃やせないごみの中に資源化が可能な容器包装プラスチック類が混入されていることが考えられ、その結果、リサイクル率やごみ発生量の抑制につながらなかったものと考えています。

一方、直接搬入ごみの中でも特に可燃ごみの抑制が進んでおり、事業所内においてごみ減量の取組がなされているものと考えます。

ごみ排出量は、家族構成の変化やライフスタイルの多様化、社会状況によっても大きく左右されます。資源化の促進や食品ロスの削減など、新たな取組なども現在の社会の中で言われているところです。これらの社会状況の変化に対応しながら、ごみ減量と資源化に対する理解と協力が得られるよう、施策等を進めていくことが必要です。

■目標の達成状況

指標	基準値 (H24実績)	実績値 (R1実績)	目標値 (R2)	達成状況
ごみ合計発生量 (※1)	5,406t	5,238t	4,812t以下	未達成 426t多い
発生量原単位	767g/人・日	779g/人・日	705g/人・日 以下	未達成 74g/日・人多い
計画収集ごみ 発生量	560g/人・日	596g/人・日	515g/人・日 以下	未達成 81g/日・人多い
リサイクル率 (※2)	25.3%	26.69%	30%以上	未達成 3.31ポイント 少ない

■芽室町におけるごみ処理に係る課題

【課題その1】

現行計画の当初と比べてもごみの減量化が進んでいない現状

●ごみの減量化

現計画では、家庭系・事業系の計画収集（可燃、資源）と集団回収の量を合算
→なぜ、ごみが減らないか。

資源化をすればごみは減らせる

でも…洗ったりするのは面倒。

洗っても汚れが落ちないまま、濡れたままごみ袋へ入れる

→袋が汚れてダメごみに

●計画収集ごみ発生量を減らすことへの取り組み（目標値達成）

現計画・・・資源物集団回収を含めた全てのごみ・資源物を減らす目標



町内会等で資源物回収増

回収量が増えれば財源が増える

できれば町内会の回収量を増やしていきたい

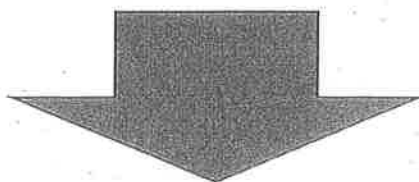


減量化と言えど、資源ごみ・資源物の回収・収集量が増えるのは問題ないのでは？

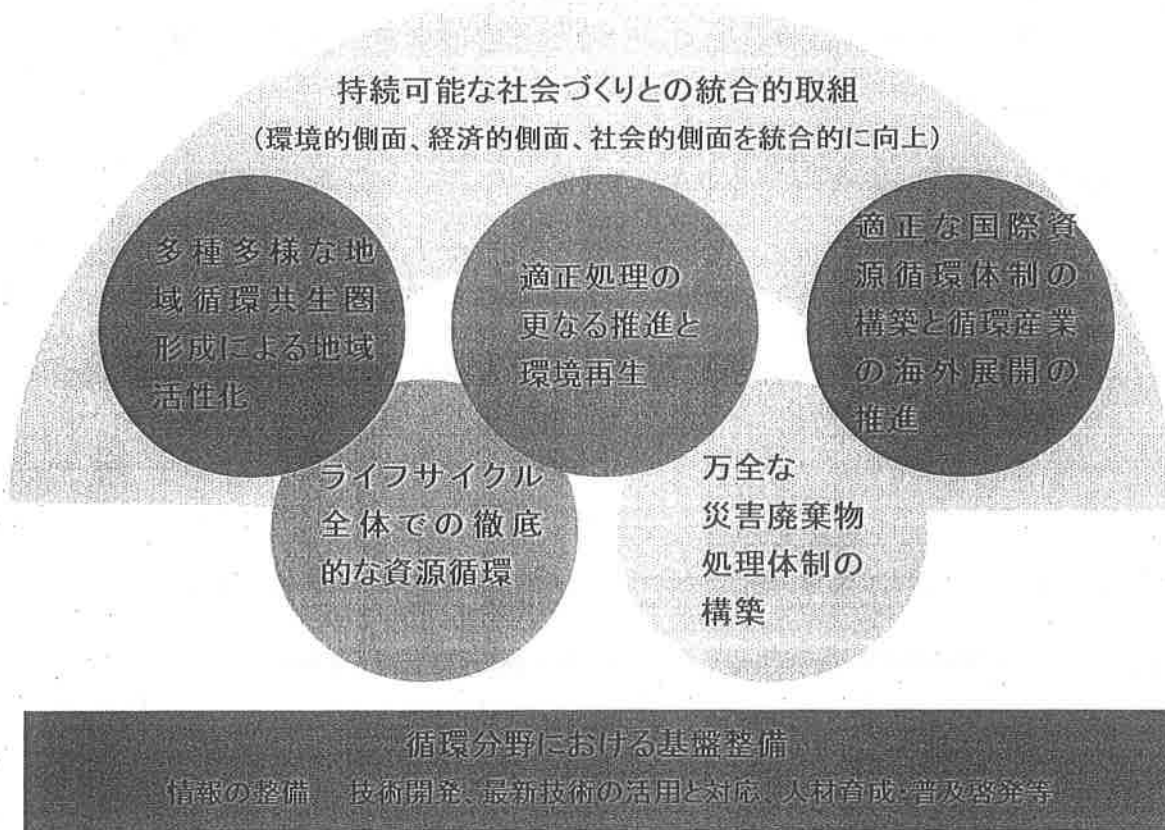
●資源ごみ・資源物集団回収の考え方

資源ごみや資源物はリサイクルされて再製品化される → 有価物という扱い
リサイクル率が上がることは良いこと。

第4次循環型社会形成推進基本計画の考え方に基づく



第4次循環型社会形成推進基本計画の構成



【芽室町が目指す方向】 循環型社会の形成 ⇒リサイクルのまちづくり

ただし…現状では、分別の種類を新たに増やすことは難しい(現在でもハレーションが大きい。生ごみ処理など、新たな施設や方策の構築も難しい)。

＜町民や町が取り組むことができること＞

- 適正排出によるリサイクル率の増加を目指す…分別排出体制の継続
- 資源物集団回収事業 対象者の拡大
(町内会・行政区だけでなく、少年団や他の活動グループにも対象を広げる)
- 小型家電・ウエスなど、リサイクル対象品回収のPR拡大

【課題その2】

資源ごみの回収状況が他自治体と異なる現状

●資源ごみ袋が色で指定されている負担感

金額は、市販している袋と同額程度の価格（1枚8.8円から11円）。
でも…

○購入する袋の種類が多い（たくさんの色付きごみ袋を買わなければならない）

○色付きごみ袋はお金をかけて買うもので、市販のごみ袋はごみだけに使わないために無料（市販のごみ袋も自分たちで買っているのに、無料と勘違いしている）などの理由から、負担感がとても多いと言われる。

●色付き指定ごみ袋のメリット

負担感がある一方で色付き指定ごみ袋を使用することによるメリットもある。

このメリットは、色付き指定ごみ袋を導入した当初の目的である。

【色付き指定ごみ袋 導入当初の目的】

○町民皆さんが、ごみの区分をしやすいようにする

○収集事業者が、ごみの内容が袋の色を見て分かるようにする

導入時、試行期間などを経て本導入したこともあるが、色付き指定ごみ袋を採用した結果、他種類のごみの混在は少なく、分別率も高い状況となっている（転入者でも大半は分別ができてきている状況）。

●色付きごみ袋を継続すべきか

町民の負担感と事業者や分別に係る現在のメリット。

色付き指定ごみ袋をやめることは、町民にとって負担感が減る。その一方で現在の分別状況が保たれるかが心配。

ダメごみになるのは、汚れた物や分別がされていない物。最近は、二重袋の問題もあり、市販のごみ袋であれば中身がはっきり見えるので、そこは一目で分かる。

分別の精度は、町民の皆さんに継続してお願いをしていくしかない（どの町も同じ）。

町民の皆さんがどちらを選択するか、意見を聞いて考えた方がよい

【課題その3】

分別の仕方（種類）が複雑で分かりづらい現状

●分別が細かくて分かりづらい容器包装リサイクル

○どれだけの汚れだったら資源ごみとしてくれるの

○同じ材質なのに、資源ごみでは回収してもらえないのはなぜ

（プラスチック容器・缶類など）

○製品の中で、いくつも種類に分けて出さなければならず、面倒だ

○洗って出すのが大変

○新しい商品がどんどん出てきて、分別する方法が分からない

など、ごみ分別に関する苦情は数多く、さまざま。

町は、「ごみ分別の手引き」（3年に1回発行）を作成し全戸配付している。

でも…手引きは3年間保管しなければならない（どこかへなくしてしまう可能性も…）

紙で探すのはとても面倒

一方で…

高齢者はスマートフォンやタブレットを持っていない（紙媒体も必要）

書いてある（または持っている）商品が、どういう物品名なのか分からない

→スマホなどで調べられない

今すぐ聞いてごみとして分別して出したい

といったことも考えられる。

<町民や町が取り組むことができること>

○ごみ分別アプリまたはごみ分別辞典のHPへの掲載

…札幌市・岩見沢市・北見市などがアプリを作成 → **費用面の問題**

GooglePlayを活用するものやオリジナルアプリまで

※帯広市は、五十音順の検索画面から、あいうえお順のPDFデータを検索

○ごみ懇談会、イベントなどでの説明

直接顔を見て、物品を見せて分別の対応を理解・意識してもらう

※リサイクルまつりや消費生活展での実践事例

（町内会・行政区だけでなく、少年団や他の活動グループにも対象を広げる）

○紙媒体や回覧物などでの周知対応

・町総合情報誌すまいるでの情報周知

・ごみ分別の手引き、ごみカレンダーの作成

・町内会への回覧物作成・配付